

自然災害が発生した際に、力を発揮するのは、個人・家庭での日ごろからの備えの『自助』です。一人ひとりが風水害や土砂災害への備えをすることが命を守ります。
このような災害は、昼夜を問わず発生します。いざという時の備えを進めておきましょう。

昭和47年に起きた豪雨・繁藤山崩れ



避難情報が新しくなりました！

警戒レベル4「避難指示」で必ず避難

災害対策基本法の改正により、5月20日から『避難準備・高齢者等避難開始』は『高齢者等避難』に、『避難勧告』と『避難指示(緊急)』は『避難指示』に変わりました。

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3『高齢者等避難』で危険な場所から避難しましょう。

警戒レベル4『避難指示』では、危険な場所から全員避難しましょう。

警戒レベル5『緊急安全確保』では、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。発令を待たずに避難をしてください。

※新型コロナウイルス感染症が気かりな状況でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難をしてください。

※マスク・消毒液・体温計の数が十分でないことも考えられます。できるだけ持参してください。また、使用後のマスクやティッシュペーパーなどのゴミを入れる袋も持参してください。

※発熱や風邪の症状がある場合など、体調がすぐれない方は、各避難所の別室で避難をしていただく場合があります。

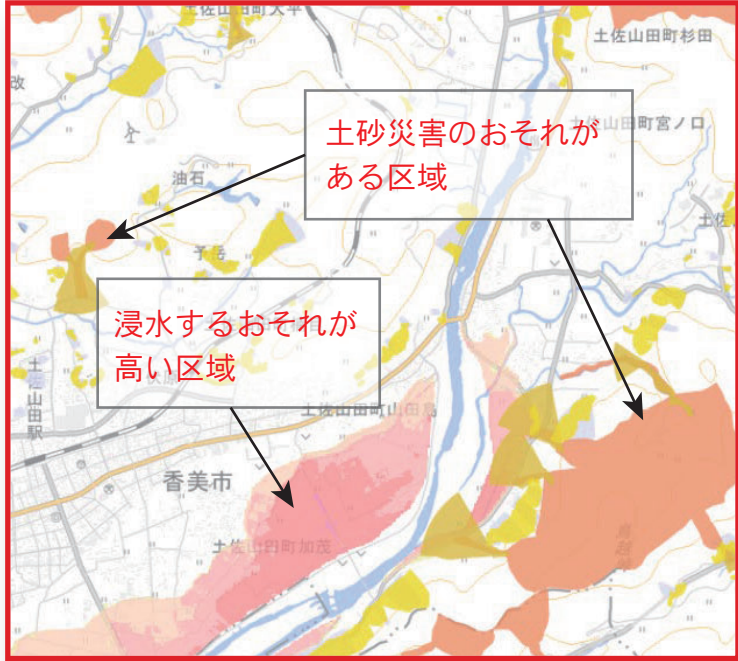
警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生または切迫 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉		
4	災害のおそれ高い 避難指示※2	◆避難指示(緊急) ◆避難勧告
3	災害のおそれあり 高齢者等避難※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ 早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

避難場所を決めておきましょう！



ハザードマップ

凡例

◆水害 洪水浸水想定地域

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

◆土砂災害

土砂災害警戒区域： 土砂災害のおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域： 建造物に損壊が生じ、生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域

ハザードマップポータルサイト 検索

©やなせたかし

『3つの条件』が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

- ①家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない(入っていると・・・)⇒
- ②浸水深より居室は高い
- ③水がひくまで我慢でき、水・食料などの備えが十分

流速が早いので、木造家屋は倒壊するおそれがあります

地面が削られ家屋は建物ごと崩壊するおそれがあります

水、食料、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります

災害発生時には、自ら情報を収集して、自分がとるべき行動を判断する必要があります。避難場所は、普段からしっかりと確認しておきましょう。
ハザードマップ(被害予想地図)とは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものです。自分の住んでいる場所をしっかりと確認しておいて、災害に備えましょう。
避難先は小中学校・公民館だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。

避難には4つの行動があります

市が指定した避難場所への立ち退き避難

- 自ら携行するもの
- ◆マスク ◆食料
 - ◆消毒液 ◆体温計
 - ◆スリッパ 等



安全な親戚・知人宅への立ち退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。



安全なホテル・旅館への立ち退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで『3つの条件』を確認し、自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。

